

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月15日 09時00分ごろ
発生場所	中津港北方沖 中津港灯標から真方位053°1.6海里（M）付近 （概位 北緯33°39.1 東経131°13.0）
事故の概要	漁船豊栄丸は、東北東進中、また、漁船第5祐徳丸は、中立運転で操業中、両船が衝突した。 第5祐徳丸は、乗組員1人が負傷し、右舷船首部外板等の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和2年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 豊栄丸、4.9トン OT3-8712（漁船登録番号）個人所有 10.30m（Lr）2.63m×0.81m、FRP ディーゼル機関、15kW（動力漁船登録票による）、昭和56年11月4日 B 漁船 第5祐徳丸、1.8トン OT3-12943（漁船登録番号）個人所有 8.42m（Lr）×2.09m×0.84m、FRP ディーゼル機関、34kW（動力漁船登録票による）、平成10年4月11日
乗組員等に関する情報	A 船長A 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成28年10月20日 （令和3年12月18日まで有効） B 船長B 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 令和元年10月3日 （令和7年6月27日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人(甲板員B)
損傷	A なし B 右舷船首部外板に擦過傷及びハンドレールの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、底引き網漁の目的で、令和元年12月15日08時32分ごろ大分県中津市小祝漁港<small>(こいづり)</small>を出港した。</p> <p>船長Aは、A船が中津港灯標付近に至った際、漁場に向けて手動操舵から自動操舵にしようとしたところ、船首方約1.6MにB船が船首を北方に向けて漂泊しているように見えたので、B船に接近しないよう右舵を取り船尾方を通過するように針路を定め、自動操舵として約7ノットの対地速力で東北東進した。</p> <p>船長Aは、B船の船尾方を通過するようにA船の針路を定めたのでB船を安全に通過できると思い、船尾甲板で網の修理を行いながら航行を続けていたところ、09時00分ごろ流木に当たったような衝撃を受け、顔を上げたところ左舷方至近にB船を認め、機関を中立運転とし、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部が衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船の負傷者と損傷状況を確認し、船長Bと話した後、すぐに帰港して、所属する漁業協同組合に本事故発生を連絡し、同漁業協同組合の担当者が海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員(以下「甲板員B」という。)が乗り組み、たこかご漁を行う目的で、06時30分ごろ中津港北方沖の漁場に向けて小祝漁港を出港した。</p> <p>B船は、07時00ごろ漁場に至って操業を始め、その後、2箇所目のたこかご設置場所に向けて北西進後、回頭してたこかごを揚げようと船首を南東方に向けた状態で、船長Bが、機関を中立運転にして、左舷船首部の巻揚げローラ付近に立って揚収したたこかごからたこを採り、甲板員Bが、同ローラの船尾側で下を向いて、同かごに餌を入れる作業を行っていた。</p> <p>船長Bは、08時57分ごろ右舷方に接近するA船を視認したが、いつも航行中の他船が操業中のB船を避けてくれていたので、いずれA船がB船を避けてくれると思い、たこかご漁を続けた。</p> <p>船長Bは、再度右舷方を見たところ、A船が依然として接近してくるので、大声を出して手を振り合図を送ったが、A船が変わらずに接近するので、衝突の危険を感じて漁を中断し、甲板員Bに船尾方に逃げるように叫び、後進をかけるつもりで、船尾の操舵室に行きクラッチレバーを後進に入れようとしたが間に合わず、B船はA船と衝突した。</p>

	<p>甲板員Bは、衝突の衝撃で転倒し、足に打撲を負った。</p> <p>船長Bは、衝突後、甲板員Bの負傷とB船の損傷状況の確認をし、船長Aと互いの状況について話をを行った後、残りのたこかごを全て揚げ終えて帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、汽笛等の有効な音響信号設備を有していなかった。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、B船が、中立運転で操業していたものの、たこかご漁の縄を船首部の巻揚げローラで揚げていたので、巻き揚げた縄分だけわずかに前進していたと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、中津港北方沖を航行中、船長Aが、船首を北方に向けて漂泊しているように見えたB船に接近しないよう右舵を取り船尾方を通過するよう自動操舵で針路を定めてB船を安全に通過できると思い、船尾甲板で網の修理を行いながら航行を続けたことから、その後、船首の向きを変えてA船の前路で操業中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、中津港北方沖で、船長Bが、2箇所目のたこかご設置場所に向けて北西進後、回頭してたこかごを揚げようと船首を南東方に向けた状態で、機関を中立運転にしてわずかに前進しながら揚かご中、B船に向かって接近するA船に気付いたものの、いつも航行中の他船が操業中のB船を避けてくれていたので、いずれA船がB船を避けてくれると思い、操業を続けたことから、衝突を避けるための措置をとるのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、中津港北方沖において、A船が航行中、B船が操業中、船長Aが、B船の船尾方を通過するよう自動操舵で針路を定めてB船を安全に通過できると思い、船尾甲板で網の修理を行いながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が操業中のB船を避けてくれると思い、操業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、他の作業を行わず、進行方向の見張りを確実に行うとともに、特に漂泊中の漁船を認めた場合は、突然動き出したり針路を変えたりすることもあることから、衝突のおそれの有無を安易に判断せず、安全に通過するまで同船の動向を継続的に

	<p>監視すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操業中であっても、他船が避けてくれると思わず、見張りを十分行うとともに余裕のある時期に有効な音響による信号を行い、必要に応じて操業を中断するなど衝突を避けるための措置を講じること。・ 汽笛を備えていない船舶は、他船等に自船の存在を知らせることができる簡易式のエアホーン等を装備しておくことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

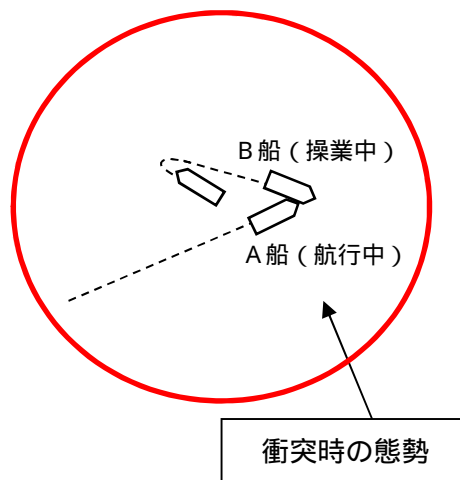


写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船の損傷状況

